

○士別市空家等管理活用支援法人の指定方針

(趣旨)

第1条 この規定は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に基づく空家等管理活用法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の方針)

第2条 法第23条第1項に基づく支援法人の指定は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。

附 則

この規定は、令和5年12月13日から施行する。